

占領期宮城県地域における在日朝鮮人社会

李煥娘

中央大学教員

はじめに

本稿は占領期宮城県の在日朝鮮人社会をめぐる動向を考察することを課題とするものである。

地域からとらえようとするのは、地域によつて在日朝鮮人の存在形態、また在日朝鮮人を取りまく外的状況、すなわち米地方軍政部のあり方、日本当局（地方官庁）の統制のあり方に相違がみられると思うからである。在日朝鮮人の生活、活動はこうした要素に相互に関連して展開していくのである。そのため、いくつかの地域を考察することによつて占領期の在日朝鮮人の動向が動態的かつ立体的に把握されていくと考える。

宮城県は大阪、神戸、東京などの朝鮮人多住地域とは異なつて、一番多かつた解放直後、約二万一〇〇〇名で、

一九九五年現在¹⁾三五五一名が在住している地域で、占領期には「仙台国旗掲揚事件」で知られた地域でもある。

上記の問題意識に応えるにはほど遠いが、「解放新聞」などの機関紙や新聞および聞き取りを中心に、朝鮮人の生活、組織、活動、占領軍への認識などを考察する。

解放直後の在日朝鮮人の状況

まず占領期の宮城県に朝鮮人がどれくらい在住していたのかを明らかにしておきたい。

宮城県に朝鮮人が在住するようになったのは一九二二年段階で二名が在住しているのが確認されるのを発端にして、一九二〇年には一五九名、一九三〇年になると一三〇四名になり、一九三八年までは一〇〇〇人前後であつた。

イ・ヒョンナン

一九五四年、韓国生まれ。現在、中央大学総合政策学部助教授。一橋大学大学院博士課程修了。専攻・朝鮮近代史（生活史、日朝関係史）。博士學位論文「植民地朝鮮における米穀検査制度の展開過程」。

*1 総務庁統計局「平成七年国勢調査報告」宮城県第二巻、708頁。

*2 戦時期に強制進行され工事した具体的場所は次のようである。

多賀城海軍工廠工事（多賀城町）…一九四一年―四五年まで
横須賀海軍施設部が大林組、菅原組に請け負わせた工事で、工

戦時期に入ると急激に増加し、解放直後（一九四五年一月一日を期して実施した人口調査）一万二〇九五名で、戦時期に転入してきた朝鮮人は約一万人にのぼる。この数字は宮城県下の軍事施設関係工事などがこの時期からはじまったことと関連して、「労務動員計画」「国民動員計画」に基づいて宮城県に強制連行された人びとの数であると規定してよからう。

解放以後の人口はどれくらいであったのか。占領軍の総司令部（GHQ）の指示により、引揚について希望の有無の登録が一九四六年三月一八日を期して実施されたが、宮城県の登録数は五二二名であり、また一九四七年在日本朝鮮人連盟（朝連）中央総本部の実数調査によると、宮城県在住朝鮮人は四一四六名で、宮城県ではこの段階で約七〇〇〇名が帰国したのる。

彼らはどんなところで、どういう生活をしたのか。

戦争末期の急速な朝鮮人の移住によって、飯場のバラック朝鮮人居住地区が形成されていた。解放後、帰国する人があり、これらの飯場に、親戚、知人、同郷人を求めて他地域から来住する人びともあり、出入りは激しかったが、基本的には戦争末期に形成された飯場がそのまま主な居住地区となった。一定した職業がなく、とにかく生活を営むのに、朝鮮人同士の助け合いが切実な時期だけに、朝鮮人密集地域、あるいは朝鮮人居落は朝鮮人の生活に大きな位置を占めていた。当時、日本共産党宮

城県委員長で、朝鮮人と付き合いがあった遠藤忠夫氏の目には、朝鮮人居落は「みすばらしい住宅であったが、経済力があつた」というように映った。「経済力」とは、とにかく朝鮮人の部落にいくと、食べられるということ意味する。

解放直後、朝鮮人は朝連などの組織を結成し、帰国準備を行なう一方、子どもの教育をはじめ生活権を守っていく、すなわち生活とたたかひの拠点としての朝鮮人居落の「積極的役割」は、大きかった。例えばデモ行進などの際には、いくつかの部落に連絡すれば一〇〇〇人以上をすぐ集めることができたという。

この時期の主な生業は、ドブロク、鮎づくり、古物商、闇物資の運搬、日雇労働などであったが、ドブロク、鮎づくりがもっとも多かった。ごく少数ではあつたが、いわゆる中小企業者もいた。一九四七年の朝連の調査によると、可働労働人口二〇七三名、そのうち失業人口が一四五〇名で可働労働人口の約七〇％であつた。おそらくドブロク、鮎づくりを営んでいた者がそれに当たるのであろう。

在日朝鮮人の組織結成

解放を迎えてまもない一九四五年九月頃、宮城県内の朝鮮人が、戦前から「組織活動に手腕が堪能」で人望が厚かつた申錫珠の私宅に集まり、朝連宮城県本部が結成された。初代委員長には申錫珠が選ばれた。続いて県本

廠敷地の整地、造成、軍用地拡張、引き込み線工事、タコ掘りなどであつた。約六〇〇人が働いた。三町山高射砲台工事（亘理郡亘理町）…一九四一―四四年まで、横須賀海軍施設部が菅原組に請け負わせた工事、約八〇名/四方時高射砲台工事（亘理郡亘理町）…一九四三―四五年まで、未完成/矢目飛行場建設工事（名取郡岩沼町）…一九四三―四五年まで、未完成/王城寺原演習工事…二五人朝鮮人兵隊/原町造廠工事（仙台市原町字苦竹）…陸軍造兵廠整地作業/細倉鉱山（栗原郡細倉町）…一九三八―四五年まで、約六〇〇人/大衛村垂炭鉱山…一七〇名、細倉から七三人逃亡者/日東鉱山…三〇〇人/大土森鉱山/甘米大橋工事（菅原町）…一九三二―四四年まで、菅原組が請け負つた五〇人/仙山線工事/仙石線工事/露の目飛行場建設工事/矢本飛行場建設工事/若沼一品井沼鉄道迂回工事/白石発電所トンネル工事/船岡海軍火薬庫建設工事/中江火薬庫建設工事/宮古島海軍高射砲台工事/東北パルプ石巻工場/栗原郡花山内発電所の水路工事/多賀城海軍工廠工事

宮城県朝鮮人犠牲者慰霊調査実行委員会、宮城県朝鮮人犠牲者

部の下に、支部、分会が設けられ、一九四八年一〇月現在、宮城県では二三支部、三〇分会があった。一九四六年一月「解放新聞」（朝連の機関紙）の広告に載せられた県本部の役員名簿は次の通りである。

委員長・徐万奎、副委員長・金景河、総務部長・徐元吉、外務部長・李鱗基、財務部長・金官聖、社会部長・李成出、経済部長・申錫珠、文化部長・李澈順、青年部長・朴陽鳳、地方部長・朴次得、婦人部長・裴小南、用度課長・趙龍世、医務課長・林柄文

他の県本部の組織とは違つて医務課長を設けているのは、ここ宮城県だけであろう。これは東北大学医学部に朝鮮人学生が何人が在籍していたことによるとみられる。また、結成当時は委員長であった申錫珠が一年後には委員長から経済部長にかわつているのも興味深い。

宮城県では「みんな生活が困難であるが、朝鮮人連盟の旗の下に団結し学生同盟東北本部も在留同胞の民主主義的啓蒙に猛活動し、反動分子の策動は少しもみられない現状」ともかわつて、一九四八年秋の国旗掲揚事件前までは、朝連の下で組織が一本化されていた。宮城県に在日本朝鮮人居留民団（民団）が設けられるのは、一九四八年三月であるが、民団が実際組織活動を開始するのは、さらにおくれて国旗掲揚事件の後である。

次に在日本朝鮮民主青年同盟（民青）が結成される。民青が結成される前は、朝連の中の「保安隊」に青年たちが入っていたが、一九四七年に入る頃、朝連の指導の下に独自に民青が結成される。一八歳から三〇歳まで（四八年に二七歳までに改正）の宮城県内の青年男女で構成された。実際、朝連の「行動部隊」として活動する面が強かつたようである。

在日本朝鮮学生同盟（学同）東北本部も組織された。これは宮城県の在日朝鮮人組織の特徴の一つでもあるが、いち早く一九四五年一〇月に結成されている。宮城県では、弾圧の激しかった戦時期でも東北大学朝鮮民族独立運動グループ事件（一九四一年二月検査）が起つていた。学同の早い結成は、こうした伝統があるからこそ可能であつたといえる。会員は中学生以上で一九四八年一月現在、会員は一七二名であつた。役員はほとんど東北大学の学生であり、朝連の役員を兼任する人もいた。仙台には東北大学などがあり、また「満州国」から留学生として来ていた二三名の朝鮮人学生も加わり、英語が堪能な人が何人かいて、朝連と宮城県軍政チーム当局との交渉が円滑に行なわれていたという。役員のうち許準、金英準はのちに朝連中央本部の役員として活躍する。

関東本部においては学同と朝連の対立、学同内部の左右分裂があり、乱闘が起きる事態にまで至っていたが、東北支部では朝連との関係もよく、内部分裂もなしに、

慰靈調査世話人会「太平洋戦争中の細倉鉦山における朝鮮人労働者の実態」50152頁。
*3 金英達「解放直後の人口調査による都道府県別の在日朝鮮人数」「在日朝鮮人史研究」第二五号、一九四五年九月、123頁。

*4 「解放新聞」一九四七年七月一〇日。

*5 在日朝鮮人部落の成立と展開、そしてその意義について、樋口雄一「在日朝鮮人部落の成立と展開」近代民衆の記録一〇（一九七八年、新人物往來社）、同「在日朝鮮人部落の積極的役割について」「在日朝鮮人史研究」創刊号（一九七七年二月）参照。

*6 金景洛氏の聞き取りによる（一九四四年一月一〇日）。

*7 当時「解放新聞」に紹介されただけで、月生産額が七八〇万円の東亜鍛造工業所と資本金が五〇万円の林鋳業所がある。「解放新聞」一九四六年二月一日。

*8 「解放新聞」一九四六年二月一〇日。

*9 「報告書」一九四五年一月「朝鮮問題資料叢書」第九巻（朴慶植編、アジア問題研究所）。

*10 在日本朝鮮人連盟中央委

後の時期まで朝連と民青とは協力しあっていた。活動は教育啓蒙と文化活動が中心であった。

仙台附近の教育は学同会員が日常的に行なっていたが、他の地域は特に冬期、夏期休みを利用して、学同会員が直接東北六県の各地を回ったり、あるいは人びとを一カ所に集めて合宿しながら文化啓蒙、教育運動を展開していた。彼らは学生であることで時間的制約もあり、自らの勉強との間で悩んでもいたようであるが、次のような認識にもとづいて活動を展開していた。

「我らはこの実践を通じて大きな成果を得て、我らの学問は大衆と結びついている実地的学問でなければならぬ」ということを再認識すると同時に、机上理論で観念偏向に墜ちる傾向を徹底的に清算しなければならぬ。学生の身辺に漸々深刻化していく経済的、其他あらゆる制約の打開策は在日同胞等の諸問題と結び付けば解決することができる。」

こうした学同の活動には、朝連をはじめ、朝鮮挺身学会などの学同会員の学生生活への手厚い支援があったが、これについては後で詳しく述べる。

次は少年団結成である。民族学校生を中心に一八歳未満の少年、少女で構成され、とりわけ仙台少年団文化工作隊は全国的にも有名で、特に一九四九年秋から朝連組

織が分裂・解散の状況に立たされた時、大人を励ます演劇を行ない、実力を発揮していた。

一方、宮城県女性同盟(女盟)は、一九四八年頃に結成された。宮城県の中では女性運動が一番遅れているといわれていたが、朝連・民青解散の後、先頭に立つて、子弟教育、生活擁護のために闘ったのは、女盟をはじめとする女性であった。

宮城県朝連と米地方軍政部との関係はどうであったのか。朝連は初期段階では、

「日本の民主化を目的とする連合軍の日本占領政策に協力すると同時に、わが祖国の事情、祖国建設に関わるわれらの理念、在留同胞の生活事情、朝連の性格および事業などを正確に理解するよう努力し、われわれの公正な主張を正々堂々と表明する。」

という方針の下で、軍政部に対して友好的であった。例えば一九四六年日本の国会での椎熊二郎の露骨な排外演説、上野防犯ポスターなど日本の反動勢力が動きはじめていた頃、宮城県朝連では、日本警察を通さずに、「犯罪規定委員会」というものを地方軍政部との交渉をへて設けていた。朝連の青年たちが腕章をつけ、東北線に乗って上野まで往復しながら、朝鮮人の無秩序な行動に対しては自衛するようにし、また朝鮮人の身辺を世話

員会「朝連第五回全体大会提出活動報告書」(一九四八年度)。

*11 「解放新聞」一九四六年一月一日。

*12 申錫珠氏は戦前協和会の会長を歴任していたことで、共産党に入党できなかった。当時、朝連の幹部はかなり共産党員であったことが関係していた。金興坤氏の手記による。

*13 「解放新聞」一九四六年一月一日。

*14 民団中央本部「民団三〇年史」(一九七七年)、287頁。

*15 内務省警保局保安課「特高月報」一九四二年三月分、203頁。

*16 一九四六年一月一七日第三次定期総会を開催、役員改選をしたが、当時の役員は次の通りである。庶務部・崔秉植、李斗潤、財政部・李一善、金英準、文化部・許準、林柄文、外交部・張東淳、李錫鳳、体育部・李崑順、中央委員・許準、金英準、崔秉植、金容根、専門・金容根、朴判寺、「解放新聞」一九四六年二月二〇日。

*17 「満州国」の留学生としてきた朝鮮人は全部朝鮮の北部出身であったようである。

*18 朴慶植「解放後在日朝鮮人運動史」228頁を参照。

した。朝連の祝賀式などには「進駐軍兵士」も参加し、一緒に歓談したりしていた。宮城県では国旗掲揚事件の前では朝鮮人と地方軍政部が対立することはなかった。

なお朝連と共産党との関係をみると、「宮城朝連を動かしていたのは日本共産党朝鮮人部宮城県グループであった」と、当時日本共産党宮城県常任委員として朝鮮人部（後に民族対策部）の担当部長であった高橋正美が述べているように、宮城県朝連の中に日本共産党の勢力が大きかった。当時党員であるうとなかろうと日本共産党に対して絶対的な信頼をもっていて、朝連の構成員のうち約五〇〇人が党員であったという。こうした状況は、一九三〇年以來在日朝鮮人社会主義者が日本共産党に入党し先頭にたつて闘ってきた戦前の運動の連続的な面のあらわれで、一九五五年まで続くのである。

次の引用文は、一九四五年一〇月一〇日、治安維持法が撤廃され、宮城刑務所から釈放される人びとへの出迎えの様子を遠藤忠夫氏から聞いた話である。

「宮城の刑務所の前に桜並木がありまして、私はそこでぼんやりと立って出てくる人を見ていたのです。一人ポツンまたしぼらしくしてポツンという状況でした。それを出迎えたのは朝鮮の人だったのです。日本人は私の知る限り一人もいませんでした。当時松田三輪トラックというのがありました、それに卵を山と積ん

でそれを新聞紙にくるんで、日本人一人ひとりに「つて渡しているのです。宮城朝鮮人連盟が九月に出来て、一〇月にはこういう活動をする」

宮城県在住朝鮮人の社会主義者への態度、朝連の活動ぶりが類推できる。

生活権獲得運動の展開

宮城県朝連結成当初の最大の緊急課題は、朝鮮への帰還援助事業であった。帰国に伴う諸問題、すなわち帰国輸送の問題、帰国旅費や食糧の工面、汽車の切符の確保など帰国斡旋事業に追われていた。一九四六年一〇月頃になると、帰国はほとんど止まり、むしろ再渡航者もどつてくる傾向が現れはじめた。

一九四六年二月の朝連臨時大会を境に、全国で帰国ラッシュは鎮静化していく。四六年一月のGHQからの発表によると、在日朝鮮人約六〇万人のうち、帰国を希望する人は七万五〇〇〇人で、残りの約五三万人は当分帰国しないという態度であった。

帰国を希望する人が急激に減っていく背景としては、朝連の第三回全国大会の「朝連一般情勢報告」によると、次の四点が取り上げられていた。

第一は、朝鮮国内の社会不安が深刻で、物価は暴騰し、

* 19 一九四九年、学同の委員長であった慎重三氏の聞き取りによる。

* 20 「解放新聞」一九四八年二月一五日。

* 21 「解放新聞」一九四九年六月九日。

* 22 一九四九年委員長に安定任、副委員長李キョンオク、金ヨンブンであった。「解放新聞」一九四九年七月一日。

* 23 朴慶植編「朝鮮問題資料叢書」第九巻、46頁。

* 24 金景洛氏の聞き取りによる（一九四九年一月二〇日）。

* 25 「解放新聞」一九四六年一月一日。

* 26 高橋正美「朝鮮人との戦時下における出会いと朝鮮問題への関わり」二八・一五を問い返す映画と討論の集い報告集」（報告集編集委員会、一九四六年二月二〇日）四四頁。

* 27 「宮城県では一九五〇年の党の分裂後も在日朝鮮人は主流派の一翼を担い、反税関争、警察署、派出所に対する火炎ビ

ン闘争などでは、先頭に立って活動した。火炎ビンの製造、運搬なども殆ど彼らの役割だった」高橋正美、前掲、44頁。

* 28 日本共産党の創立者の一人である市川正一の遺骨の奪還も行なっている。市川は一九四

収入を得る就職先がないうえに、居住と食糧難が深刻であつたこと。

第二は、解放直後、朝鮮人の中には関東大震災のような虐殺事件が起きるのではないかとという恐怖感があつたが、朝連の組織的活動と力で払拭され、また、これからは日本自体の社会秩序が維持されるようになるということとで生命財産に対する危険がなくなつたこと。

第三に、帰国した同胞らは大体単身が多かつたのに対して、残つている同胞らは多少の財産と家具があるが、帰国時その持ち帰りが大きく制限されたこと。

第四は、その他、事業の未処理、家族関係などで帰国することが出来ないことなどである。

これらの点の他に朝連の考え方の変化もあつた。それは、朝鮮人が必ずしも朝鮮に行かなくとも、日本にいても朝鮮建國に大きな役割を果たすことができるという考えであつた。

それまで帰国事業に集中していた朝連が、帰国ラッシュが一段落すると、「半永久的」計画を立てることになつた。それは、生活擁護、教育啓蒙を主な課題とするものであつた。

このように朝鮮人側の状況に変化が起つていた時、日本社会には反動勢力が首をもたげ始めていた。解放から一年後の一九四六年八月、権熊三郎という進歩党の議員が国会で露骨な排外演説を行なつた。

「諸君、此ノ朝鮮人、台湾人等ノ最近マデノ見ルニ堪ヘザル此ノ行動ハ、敗戦ノ苦シミニ喘ギ来ツタ我等ニ取りマシテハ、正ニ全身ノ血液ガ逆流スルノ感情ヲ持ツノデアリマス（拍手）而シテ彼等ハ其ノ特殊ナ立場ニ依ツテ、警察力ノ及ハザル点アルヲ利用シテ闇取引ヲナシ、日本ノ闇取引ノ根源ハ正ニ今日ノ此ノ不逞ナル朝鮮人ナドガ中心ニナツテ居ルト云フコトハ、今日ノ日本ノ商業取引、社会生活ノ上ニ及ボス影響ハ驚クベキモノガアルノデアリマス」

この演説は権熊三郎一人、あるいは進歩党だけで起草したものではなく、衆議院各派交渉委員会において、日本共産党を除く各政党——進歩党、自由党、協同党、あるいは社会党までも演説内容を検討し支持していた。

戦後の日本の経済機構全体が崩壊して、物資流通は正式なルートがなさなくなり、配給だけでは食べ足りない状況の中で、闇市は生まれたものである。つまり、日本全体が闇の物流で生活していた。その闇市は日本人が主力で行なつていて、朝鮮人はその一角を占めていたに過ぎないことであつた。

生活のための条件がまったくないまま、日本社会の中に放り出された在日朝鮮人が生きて行く場所として、闇市やその周辺の様々な生業に従事して、新興部門だけに景気の良い成功者も出たということに対して、戦前の差

五年三月一五日に獄死したが、その遺体は東北大学医学部の解剖用に使われ、医学の勉強で死体の解剖をやるとき、朝鮮人学生が、自分の医学の勉強のために身体を提供している人が誰かということで遺体の原本を見た。日本共産党の創立者じゃないかと思ひ、解剖をストップして、遠藤氏に連絡した。本誌の「証言3」を参照。

*29 金景洛氏の聞き取りによるもの。一旦帰国した金氏はこの時期、日本に戻ってきた。

*30 「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部涉外局発表」『在日朝鮮人管理重要文書集』16—17頁。

*31 「在日本朝鮮人連盟第三回全国大会議事録」『朝鮮問題資料叢書』第九巻、20—21頁。

*32 「解放新聞」一九四六年二月一〇日。

*33 「密航取締並治安維持に関する緊急質問」『第九〇帝國議會衆議院議事速記録第三〇号』一九四六年八月一八日。

*34 「解放新聞」一九四六年一月一〇日。

別意識を裏返しにしたような視線を日本人側が向けていたのである。

こうした権威の排外主義的、差別的演説は、在日朝鮮人はもちろん、良識のある日本人をも憤激させた。さらに上野警察署による「国旗侮辱事件」も起こっており、折しも、生活権擁護闘争を展開しなければならぬ状況におかれていた朝連側にとっては、これを生活権を蹂躪しようとする意図としてとらえざるを得なかった。そこで朝連中央では、県単位に「県朝鮮生活権擁護人民大会」を開催することを指示する。

これを受ける形で宮城県ではいかなる動きがあったのか。朝連宮城県本部では第三回定期総会を開いて、「日本の反動勢力が我ら朝鮮人の生存を妨害する以上、われらの当面の生活権を擁護する」ためとして、一九四六年一月五日、「生活権擁護東北大会」を開催することにした。折しも進歩党東北大会が開かれていたが、まず、進歩党に対する宣言書と抗議文を作成し、交渉委員を選定して、進歩党東北大会に向けて抗議することにした。

進歩党東北大会には幣原党総裁が来ていたので、総裁との会見を要求したが、忙しいとの理由で、総裁を代理して支部長本間俊一が交渉に応じることになった。次は交渉の様子である。

朝連 権威事件に対して進歩党東北大会はどう思うのか。

か。

本間 私個人としては遺憾であると思うが、党大会として

即時態度を決定することはできない。

朝連 だったらいつまでに態度を決めるのか。

本間 今月末まで朝連県本部に伝達します。

朝連 我ら二〇〇〇人が決議した宣言書と抗議文を大会席上に発表できるか。

本間 それだけは勘弁してください。

朝連 二〇〇〇人の大衆が後ろで監視しているので、この位の要求を受け入れてくれないと、如何なる事態が起きるか、わからない。

本間氏はやむを得ず抗議文だけは紹介することを約束し、進歩党の大会席上で自党を攻撃する抗議文を発表した。宣言書と抗議文がどんな内容であったかは分からないが、進歩党大会を相手にし「前例のない政治的戦果を得た」と、宮城朝連は評価していた。こうした抗議文の発表にまで至ったことで、「一般大衆は、「団結を固くすると、我らの生活権は全部擁護できる」と覚悟を新たに

した。その後、二〇〇〇人の大衆は六台のトラックを先頭にデモを行ない、一台は宮城県庁に、もう一台は仙台市役所に殺到し吉田内閣に対する抗議文と市・県当局への要求書を出し交渉を行なったと伝えられている。市・県当局にいかなる内容の要求書を出したのかはまだ不明

* 35 「解放新聞」一九四六年一月二〇日。

* 36 金英準、鄭和利、他三名と中央総本部側の白武、解放新聞社の劉宗煥を選出した。

* 37 「解放新聞」一九四六年一月二〇日。

* 38 「解放新聞」一九四六年一月二〇日。

であるが、実際の生活問題に関わる幅の広いものであったと推測される。

朝連、民青の各支部は日常の活動を通じて朝鮮人の生活に関連する問題に取り組んでいた。

翌一九四七年八月頃、朝連原本部は生活権擁護のための「朝日経済問題懇談会」という、それまでとは違う形での関係官庁の人との会議をもった。参加者は、朝連側は県本部・支部の幹部、日本人側は経済関係ならびに経済統制担当の県庁官吏で、あわせて二二〇名以上が参席した。県知事をはじめ税務署長、営林署署長にも招待状が出されていた。会議の代表的議題となった、朝鮮人側から出された要求は次の通りであった。

- ①白石の営林署の山を払い下げろ
 - ②二本木の亜炭鉱を再開するから資金を貸与しろ
 - ③塩釜、石巻の魚市のせりに参加させろ
 - ④酒造りを公認しろ、税金は出す
 - ⑤手元にある衣類商品は公認しろ
- この議題にみられるように、朝連側は各支部の諸要求を集約し懇談会の議案として出したようである。協議の結果、それぞれの議案別に朝連側と官庁側と学識経験者からなる専門委員会を構成することになった。

①の議題は白石支部からの提案で、営林署の山の払い下げを受けて、建築材および炭を焼く仕事を見込んでいた。特に燃料不足で都市での需要が多いこともあり、営

林署と材木業者と炭焼業者で相談することにした。

②の議題は黒川支部からの提案であるが、亜炭鉱は他の鉱山と違って、危険性が少ないこともあって、朝鮮人側が望んでいた仕事であった。坑区権所有者と鉱山局、銀行、採掘労務者責任者で構成して検討することにした。

③の議題は漁港がある地域の塩釜、石巻の支部から出されたもので、

④の議題は県内朝鮮人の生業中一番多くを占めていたドロク造りを税金を払う条件で公認するように提案したが、なかなか妥結しなかったようである。

⑤の要求は戦前から衣類商売をやっていた仙台を中心とする支部の要求であろうが、懇談会はその後、あまり進まなかったようであるが、こうした試みは特記すべきものである。

また生活権擁護運動の一九四八年段階の代表的な運動としては、地方税の減免運動があげられる。当時、日本各地で「悪税反対闘争」が起こっていた。宮城県管内朝鮮人たちは、民青会員を中心に仙台地区で猛烈な反対闘争を展開した結果、県民税、市民税割当額において六割以上の減額を勝ちとった。この闘争の名目は「日本内朝鮮人の納付した税金のうち、人民の為の施策は日本国会予算案によれば極めて僅少で、これは人民を土台にする予算案ではなく、悪税そのものであり、この税金の納付は結局当面する人民生活をさらに塗炭の苦しみに墜ちる

* 39 金興坤氏の手記による。本誌の「怒りの海峽」を参照。

ようにすること」との認識のもとで行なわれたものであった。朝連の生活擁護運動は、「いわゆる書面だった活動方針書なんかでは、生活防衛闘争とかもう少し抽象的な言葉で表現されているわけですけれども、日本社会の中に放り出されている大衆生活を成り立たせていくような領域が実際の活動の中では大きな比重を占めて」いたことが実感できる。

一九四九年三月、仙台駅前南町通り在住朝鮮人の家屋一二戸が火災にあつた時、朝連仙台支部では即時に罹災同胞救援会を組織し、全県下に救済金品募集に着手し、即日約四万円を集めた。一方、市当局に交渉し救護用の毛布一八〇枚、米七斗五升、炭二四俵を獲得した。また、仙台支部の民青会員三〇余名が動員され、「復興作業に献身奮闘し、その日の午後五時には罹災同胞らが民青会員の手に建てられたバラックに入れるようになった」という。当時の敏捷な相互扶助の姿がうかがえる。

一九四九年九月の朝連・民青の解散後、日本当局は朝鮮人に対して露骨に生活権を揺るがす弾圧を行なつたが、これに対する闘争の主役は女盟員が担うようになる。

次は一九四九年一月の大河原町川崎村(栗田郡)の例である。

「午前三時頃、大河原町川崎村で鮎と酒を取締する口実で武装警官一〇〇余名が殺到し一大弾圧を行なつ

たが、一六日生活手段を失われた同胞三〇名と日本人二名は女性同盟を先頭に町当局に対して、我らを食べさせると、抗議闘争を展開した。町長は戸惑つて菓子と昼食を準備し、抗議に行つた大衆を接待すると同時に、次のような確答をした。一、応急策として一週間分の米を配給する。二、職場獲得の為に町と朝鮮人代表の間に協議会を開催する。三、生業資金を獲得するため、県当局に向けて共同闘争をする。四、町当局は警察に対して今回の事件を警告する」

この時期にはまだこうした成果を勝ちとることができたのである。

各地の鮎づくり、ドロブク取締に対する抗議闘争つまり、生活営為の基底の喪失への抗議、方策要求には、女性たちが主役となつていたのである。

民族教育の展開

学同が早くから結成されてきたこともあり、仙台地域には「朝鮮人学校」がいち早く設けられた。ここでは、仙台を中心にしてその概況をみる。

仙台地域には、小田原、苦竹の朝鮮人部落と具本部の三カ所に「朝鮮人学校」が設けられた。小田原地区の「小田原朝鮮人学校」は一九四五年末頃に開設された。小田原には戦前に報国隊があつて、家族連れ飯場の、挺

*40 「解放新聞」一九四八年二月一日。

*41 梶村秀樹「解放後の在日朝鮮人運動」神戸学生・青年センター出版部、一九八〇年、27頁。

*42 支部の活動はまさに生活そのものを営むのに、必要な活動ばかりであつた。例えば金景洛氏(当時、仙台支部幹部)の聞き取りによると、一九四八年仙台支部では広瀬川の第一一〇空挺師団の飛行場周辺の朝鮮人居住者の立ち退き問題が大きく取り上げられていた。具本部の支援を求めなければならぬ時に十分にもたらえない場合もあつたようである。すなわち具本部とは、力を入れる方向にずれてあつたようである。

*43 「解放新聞」一九四九年三月一四日。

*44 「解放新聞」一九四九年一月二八日。

*45 教育部分は、一九四八年小田原朝鮮人学校の校長であつた慎重三氏の聞き取りによるものである。

身隊が生活していた長屋もあり、そこに朝鮮人部落が形成されていた。部落の大部分の住民の主な生業は、ドブロク・ウィスキーづくり、鮎づくり、古物商などであった。校舎は部落の住民たちがそれぞれ板など建築資材をもちより、自分たちで建てたものであった。クラスは児童部、高級部、大学部に分けられ、児童部は児童たちが日本の学校が終わってからくる「夜間学校」であったので、その間には女性、青年たちが勉強するなど、二、三部制で運営されていた。

苦竹(原町字苦竹)部落は、一九四三年陸軍造兵廠整地作業の際作られたタコ部屋があり、飯場もあった所に形成された部落である。苦竹は約一〇〇戸の朝鮮人集団部落であり、部落の居住者の主な生業は小田原と同じであった。学校はバラック二軒を校舎として使っていた。学校の開設・運営資金は「ハンスツカル(一匙)運動」など部落住民の熱意に支えられていた。教師はもちろん無報酬で、部落の父母らがお米とおかずを持ち寄り、教師の食事とした。小学校と中学校があり、小学校は低級、高級の二級制からなっていて一三〇人くらいの生徒がいた。小学校、中学校ともに児童・生徒の年齢にばらつきが大きかった。

小田原、苦竹とも東北大学生の学同盟員が校長をつとめた。教科書は朝連文化部の教材編集委員会を作ったものも使ったが、先生たちの手作りによる謄写版が多かつ

た。教科目は朝鮮語、歴史、地理、文学活動、音楽などであった。特に朝鮮の童謡などを積極的に取り入れて朝鮮語を覚えさせるようにした。宮城県には正規の朝鮮人学校がなかったこともあって、一九四八年夏休みには学校の主催で東北六県合同で札幌で四〇日間、東北の中学校以上の学生を合宿させながら「民族教育」を行なった。成果がよくて、それ以後、毎年行なわれるようになった。また、仙台以外の地域には教師がいなかったの、週末、あるいは、平日の週二、三回の形で学同の教師(大学生)が出かけて教えた。仙台的朝鮮人学校の児童を中心に、各地を廻りながら演劇、創作踊りなどの発表をするくらいの水準の「仙台少年文工隊」が結成された。この文工隊は日本の子どもたちにもサークル交歓を通じて影響を与えていた。日本人の子どもと合同発刊の「なかよし新聞」も発行された。また大人を集めて創作踊りを発表し大歓迎を受けていた。

朝連・民青解散の時、朝鮮人学校の校舎を閉鎖させる命令があり、警官が閉鎖措置をとった。しかし、子ども・母親たちの命がけの抵抗により子どもたちの民族教育は、沈滞する中でも続けられた。「警官が毎日来て、閉鎖を強制命令し、板で釘を押したのをまたとりはずす。抗議する大人を逮捕しようとする」と、警官一人に小学校の学生五、六人がくつついて、大人を脱出させる。またお母さんたちがトラックの前に横になって抗議した⁴⁷。

*46 創作作品は、「独立の朝」「郭公ワルツ」踊りを創意し、「ガバルリ歌」「星(ピヨル)」「コグヌル(花の陰)」などであった。「解放新聞」一九四九年六月二日。

*47 小田原部落の「午後夜間学校」の学生であり、少年団であった呉世龍氏の聞き取りによる。

宮城県にはもう一つのエ育機関があつた。それは青年幹部教育のために一九四七年に新設された「東北朝連高等学院」(高等学院)である。これは東京、大阪にすでに創設されていた「三・一政治学院」、「八・一五政治学院」のいわば、東北地域版である。

高等学院は朝連東北地方協議会(当協議会は秋田、岩手、福島、北海道、宮城、山形県本部をもつて構成された)の下に置かれたもので、仙台市元柳町八八に校舎を置き、一九四七年七月一日学院落成式を挙行、第一期生五〇名を東北各県で募集し、七月一五日入学式を行なつた。初代学監は吉孝相で、教務担当者は金景洛であつた。学科目は政治、経済、哲学、歴史、国語、時事問題、解説など重要科目の基本的教育を実施するというこゝで、入学生は米一斗五升、費用三〇〇円を持参した。教育期間は約一カ月で、寝食をともにしながら講義を受けた。教師は日本共産党県委員長をはじめ、東北大学留學生などが中心であつた。一九四九年九月の朝連の解散に伴つて閉鎖されることになるが、その間、六期生まで幹部を養成し、約二〇〇人の男女卒業生を輩出した。

学生の教育を支えていくために一九四六年一〇月、「学生後援会」が宮城県父母同胞有志によつて結成された。解放直後、日本に留学中の高専、大学生に対する政府学資補助金が全面的に中絶され、学生の生活は極度の苦境に陥り、なかには所有している書籍、衣服などを売

つたりして生活する学生もいた。「学生後援会」は、学生一人当たり毎月五〇〇円ずつ支給し、生活を保障した。学生の後援を一層積極的に行なつていこうとする熱意に支えられ、一九四八年になると、東北の有志らによつて「朝鮮奨学会東北支部」が結成されることになつた。

当時、東北大学助教であつた慎重亮を理事長とし、各県で選出された理事九名と、顧問となつてゐる東北、北海道大学総長および朝連宮城県本部委員長金景河などが運営にあつた。結成直後、すでに札幌では各大学、高専校長を集め、奨学会の趣旨を説明し進学その他に対する協力を要望し、賛意を得たという。宮城県では、慎重亮の斡旋で二〇余名が参加した校長会議で全面的に協力するとの回答を得た。このように、学生への後援は、奨学金だけでなく、学校の入学などに何らかの障壁をもつてゐる朝鮮人学生の事情を学校側に理解させることも含まれてゐた。

一方、奨学生に対しては、学同の了解を得て学業成績品行などを調査し本人の注意を喚起すると共に、親にも通知するなど学生の管理も行なつてゐた。

また、興味深いことは、東北大学医学部助教の慎重亮を院長にして大学医学部卒業生および在學生を網羅し、一九四八年「權花医院」を設置したことである。ここでは、医療活動を行なつて得られた数カ月間の純利益を、全部学生救助にあてた。この医院の設置は、学生への救援

* 48 「解放新聞」一九四七年七月一日。

* 49 「解放新聞」一九四九年九月一日。

* 50 「解放新聞」一九四七年二月一日。

* 51 「解放新聞」一九四八年三月一日。

* 52 「解放新聞」一九四八年八月二五日。

だけでなく、「県下同胞に社会衛生啓蒙、予備的治療に多大な貢献をしている」と伝えられた。さらに医院一切を、奨学会に移管し奨学会組織の下で病院を運営し、その収入を「同胞学生救援」に全面的に充当することとした。

国旗掲揚事件

一九四八年九月九日、朝鮮民主主義人民共和国（共和国）が樹立された。朝連は「この政府だけが朝鮮人民の真正な政権であり、その育成と強化に全盟員の精力を集中すること」を議長団の名で発表し、九月中旬から慶祝大会を各県本部、支部で開催し、新しい国旗を掲揚することとした。朝連で、いままで使ってきた太極旗は「李朝末期、国号を大韓とした時に出来たもので、これは今日の朝鮮民主主義人民共和国の国旗制定に見るように、全朝鮮人民の広範な討議に附してその承認によって出来たものではなく」封建の遺物であるとして、新しい国旗を使用するようにした。実際「大韓民国の名の下に太極旗を国旗としている」状況があつて、朝連では新しい国旗をもつて「反動分子」と闘うようにしたのである。

朝連中央常任委員会では、一〇月一〇日を期して、全国地方県本部主催の共和国創建祝賀大会開催を予定し、宮城県では朝連、民青、東北地協との共同主催で一〇月一一、一二日の両日、仙台市評定河原グラウンドで行なうことにした。

慶祝大会の準備は、民青、特に東北高等学院の学生を中心に準備が進められたが、国旗は数日前から、女性同盟、少年団中心に数十個製作されたようである。

ところが一〇月八日、つまり仙台大会が開催される二日前、急遽、GHQのGIIによる口頭命令を受け、国家地方警察の本部長は、各管区本部長など宛に「北鮮旗の掲揚禁止に関する国家地方警察本部長官通牒」を無電で発した。もちろん公開せず、当事者に知らせる形であつた。宮城県は慶祝大会の三日前に朝連委員長へ連絡をした。

慶祝大会の初日の様子を、治安管理を担当した第一空挺師団からGIIへ提出された報告書からみてみよう。

「朝連主催で仙台運動場で体育大会が行われた。この大会で新しい北朝鮮国旗が三箇所に掲揚された。国旗掲揚は連合軍最高司令官指令の違反であり、この違反事実は一一時〇五分に宮城県軍政司法課長、ボズウェル (Boswell) 大尉によつて朝鮮人委員らに知らされた。一一時四五分に三つの大きい国旗は下ろされたが、一〇一五枚の、紙で作られた国旗はまだ入口に掲揚された。一一時、紙国旗はまだ掲揚されており、一三時一五分、(一日引き降ろされた) オリジナル国旗三つの中で二つが再び掲揚されたが、一つは委員席の前の国旗掲揚台に、一つはグラウンドの入口に掲げられた。ボズウェル大尉は再び朝鮮人に国旗を下ろすよ

* 53 「解放新聞」一九四八年九月二四日。

* 54 「朝連中央時報」一九四八年一月六日。

* 55 朝連の中でも「従来の太極旗をもつて永久不変のものである」と信じ、人民共和国国旗使用に對して未だ反対する人がある」という状況であつた。「朝連中央時報」一九四八年一月六日。

* 56 当時民青の幹部であつた金景洛氏の聞き取り。

* 57 もう一方、県知事は共産党宮城県委員長遠藤忠夫を呼んで「問題が発生しないように」と頼んだ。当時朝連の幹部には共産黨員であつた人が多かつたこともあり、共産党県委員長遠藤は「国旗掲揚」の承認を、共産党東北地方委員長春日庄次郎と党中央書記局長の徳田球一に承認を要請したところ、占領軍の挑発に乗つて不測の事態を招いてはいけないとの理由でいづれも正式な許可を得られなかつたが、式典当日の状況により、県委員長は判断で掲揚することを一任するとされたという。遠藤氏は、実際朝鮮人の「人民共和国の創建」の慶祝大会への熱気は、国旗掲揚を中止することは考えられないほどであつたと述べている。本誌の「証言3」を参照。

うに命じたが、彼らは大衆が下ろすのを反対しているのだと言ひ、応じなかつた。一三時三〇分、日本警察鎮圧隊約四〇人が現場に到着した。朝鮮代表らとの論争が続いているなか、ボズウェル大尉は日本警察の責任者に責任をもつて国旗を下ろすように命じた。これにしたがつて警察がグラランドに入ろうとしたが、門の前で人びとのバリケードに阻止された。バリケードは朝連の若い連中で構えられ、グラランド入口を封鎖していたので、警察は入ることができなかつた。一四時一〇分MP鎮圧隊がグラランドに到着し、約三〇分間もみ合いがつづいた後、朝鮮人は国旗を下ろした。暴行は起らなかつた」

この報告書からは、司法課長が直接現場におもひいて、指揮していること、また国旗掲揚に対して日本の警察では阻止不可能とみるや、米軍憲兵(MP)の鎮圧隊も出動していることがうかがえる。

こうした動きは、米軍政部では「北朝鮮旗」を下ろさないうと、「北朝鮮」をみとめることになるとして終始一貫、「北朝鮮旗」に敏感に反応したことをよく示していよう。

それに対して朝鮮人側は「北朝鮮政府の国旗ではない、南北鮮統一の朝鮮人民共和国を象徴する国旗」であると主張していた。ここに米軍政部当局の朝連認識と朝連側の自己認識とのズレが象徴的に示されているのである。

こうした慶祝大会の初日の国旗掲揚禁止の事態に対して、朝鮮人側は、翌日の国旗の取扱をどうするかを、共産党県委員長遠藤忠夫、共産党朝鮮人対策常任委員の高橋正美、そして民青の数十人が夜遅くまで協議した。遠藤と高橋は当時民青同盟員の「ようやく独立した祖国を持つ僕たちの気持ちを含んでくれ」という熱気を帯びた意向をくみながら、共和国国旗掲揚により、「占領軍政策違反で組織自体重団体の責任者の弾圧が加えられてはならない」という基本方針の下で国旗掲揚を行なうことになつた。つまり運動会の閉会宣言後、全員での会場デモにつづく有志の二回目のデモの際に掲げるといふことで合意した。

第二日目の二日には、会場の周囲を数十名のMP、一〇〇名以上の制服、私服の警官が取り巻き、軍用ジープ二〇台が集結し、会場は異様な雰囲気に含まれていた。二日目の状況を、宮城県軍政チームの公式発表は次のように伝えている。

「第二日目の終りにその旗が再び揚げられた。憲兵がこの指令に違反せる北鮮の旗を押収するや数名の憲兵は朝鮮人から暴行を受けた。憲兵は一発の弾丸を発射し、一人の朝鮮人が傷をうけた」

公式発表は第一一師団からGIIへ送った報告書と同じ

* 58 Eighth Army Headquarters, G-2 Periodic Report No. 995, from Oct. 15, 1948 to Oct. 16, 1948 (RC338, Box P-477, WNRRC, RG-2)

Record Group 6, 資料詳を意味する。 Box P-477 (は籍番号)

* 59 高橋正美「朝鮮人とこの戦時下における出会いと朝鮮問題への関わり」二八・一五を問い返す映画と討論の集い報告集」29頁。

* 60 「赤旗」一九四八年一月一五日。

* 19 Eighth Army Headquarters, G-2 Periodic Report, No. 995, from Oct. 18, 1948 to Oct. 19, 1948 (RC338, Box P-477, WNRRC)。

* 62 「八・一五」問い返す映画と討論の集い報告集」高橋正美と金興坤のものでも、聞き取りで数十人に確認した。

* 63 同右、高橋正美。共産党県委員長の遠藤忠夫氏の証言によると、岩本病院、今野病院につれていったようである。今野病院は遠藤委員長長の第二高校の先輩であったこともあって、弾丸摘出手術は、警察に報告しなければならなかったが、しないことにし、摘出した後、全員病院からすぐ出てきた。岩本病院だけは手後れで、すでに警察に

内容である。しかし、報告書の中には二つの嘘がある。一つは朝鮮人側がMPに暴行を加えたという点である。まさに正当防衛として発砲したように語っているが、暴行はなかったのである。もう一つは、一発というが数十発の弾丸が水平射撃によって撃ち込まれて、実は六人の負傷者が出て、弾丸摘出手術をうけていたことである。

この事件後、GHQは如何なる行動をとっていたか。「暴動」が起こることを想定して、六〇〇名の日本警官および多数のMPが警戒を厳重にし、あらゆる集會を禁止とした。この事件を占領政策に露骨に反対する示威として受けとめ、日本の各地方に広がることを懸念したのである。特にCIC(Div. Censorship Detachment)民間検閲支隊が日本の社会団体(特に全通東北地連)や朝連を盗聴し、各界の動きを注視するようになった。朝連関係者へ国旗禁止の指令を知らせたにもかかわらず、それを無視したことに對して、朝連の幹部に責任をとりせよと逮捕したが、事情聴取が終わった次の日に釈放した。

一方、東京発行の米軍機関紙「星条旗」では、「発砲事件は北鮮国旗掲揚を阻止せんとした日本警官側と朝鮮人間に乱闘を生じたために惹起したものと報道し、責任を回避しようとしていた。

事件直後、宮城県本部朝連と民主団体は逮捕された三人の奪還対策を講じていた。

彼らは事件の真相を知らせる目的でピラを撤布したが、

県庁の建物の中から発見されたピラには事件の真相を述べたあとの最後に、「非人間的行動が民主的であるといえるのでしょうか」と、占領軍への批判が書かれていた。宮城県の朝鮮人はそれ以前には、米軍と直接ぶつかったことはなかったが、この事件を通じてはじめてこのように占領軍を直接に批判するようになったのである。

三日後、民青が中心になって数百名の大衆大会を開いて、交渉委員、三人を選出した。交渉委員は地方軍政部にいき、抗議を行なったが、その内容は「国旗掲揚禁止をやめて、逮捕幹部を釈放せよ。朝連弾圧を中止せよ」というものであった。

中央朝連では撤回方提訴状を連合国対日理事会に提出した。この提訴状には仙台においてMPによって発砲負傷した朝鮮青年の問題を言及し責任者の厳罰を要求していた。

一方、日本の民主運動勢力も、この国旗掲揚事件に對して、大きな関心をもって朝鮮人を支援する動きが現れた。日本民主主義擁護同盟では、各団体の代表で構成された一五名が、仙台だけでなく、大阪、神奈川、岐阜など各地に発生した国旗事件に對して、「弾圧と人権じゅうりんに對して、東京最高検察庁及吉田内閣総理大臣にそれぞれ嚴重抗議すると共に、各地におけるかゝる不当弾圧に對して如何なる処置をとるかについて」責任を追及した。特に「仙台国旗事件」に注目した日本民主主義

報告した後であった。撃たれた金四岩が、そのために逮捕された。本誌の「証言」を参照。

* 69 Military Intelligence Section, Far East Command (FEC), Intelligence Summary, No. 2242, Oct. 23, 1948(RG 319, Basic Intelligence Directive Series, WNRQ).

* 65 「赤旗」一九四八年一月一日。

* 99 Military Intelligence Section, FEC, Intelligence summary, No. 2242, Oct. 23, 1948, p. 8

* 67 「朝連中央時報」一九四八年一月一日。

* 68 「朝連中央時報」一九四八年一月六日。

* 69 Eighth Army Headquarters, G-2 periodic report, No. 1013, from Nov. 5, 1948 to Nov. 6, 1948 (RG338, p. 477, WNRQ).

* 70 交渉委員は民青幹部のキムキョソラク、カンキヒョン、ベクキョンであった。面会に行つたら、軍政部当局が三〇分以上も出て、相当養給する様子であったと、いまだ鮮烈に脳裏に残っていると金景洛は述べる。

* 71 「朝連中央時報」一九四八年一月一日。

擁護同盟では一〇月二六日、常任委員会を開いて「仙台国旗事件」の重大性にかんがみ、その真相を調査するため、参議院議員中西（功）、星野、自由法曹団の布施辰治をはじめ各民主団体の代表からなる調査団を現地へ派遣することになった。

こうした日本の民主勢力による調査は、阪神教育事件における調査と同様、その成果が朝連側に大いに期待された。

翌一月、軍事裁判が仙台の第九軍団軍事裁判所で開かれた。軍事裁判で、まず特記すべきことは、射撃した軍人を朝鮮人側から探すことになった。当時民青委員長であった金景洛氏が証人として立つことになったが、彼は、裁判がはじまる前に威圧され、「このなかでだれなのか」と、射撃した軍人を指示するように言われた。

裁判の弁護に立ったのは、自由法曹団布施護士であった。彼は「その国旗が北朝鮮の国旗か南北を統一した人民共和国の国旗かということにあるので、歴史的意義と国際的影響の重大性を感じこれをせん明したい」という構えで法廷闘争を通じて国旗問題を究明していく予定であった。ところが、国旗問題の中心人物、現場で逮捕された金性洙が法廷に現れなかったので、法廷闘争は計画した通りでできなかった。

一方、朝連の中央本部では仙台裁判に大きな期待をもっていた。中央朝連の外務次長金英準は「金君さえ出廷

していればこの裁判は非常にうまくいくのみならず、いままでの数多くの国旗事件が一切ひっくりかえるはずであった」とし、金性洙の不出廷に遺憾の意を表した。

事件後、朝連の組織を含め、朝鮮人の動向はどんなものであったのか。一九五五年在日朝鮮統一民主戦線宮城県委員会が出した「第六次臨時大会に提出する総括報告」から当時の朝連の状況を把握することができる。

「国旗事件の闘争はいうまでもなく、一番正しい闘争を行いました。しかしこの闘争で大きな損失をみることになりました。この大会を進行する実践問題に対して多くの意見がありました。意見を大局的に見ると進んだ層の強力な意見と遅れた層の弱い意見との二つの意見が対立しました。このような意見が対立した根源はもちろん米帝の侵略軍隊が日本国内の民主運動を抑圧するためにファッショ的弾圧と挑発的行為を加えて来たためであります。この時われらはこのような敵がわれらに集中的攻撃を加えたという情勢を明白に分析することができず、一面的な責任だけを追及し結果的には民族の統一と団結をはかることができず民族を分裂させた民団組織を促進させました。この事實は宮城県民団組織の歴史が確証しています」

先の資料から読み取れるのは、慶祝大会の準備段階で

*72 「朝連中央時報」一九四八年二月一日。

*73 金氏が丁度射撃する人をよく見える場所にいたので、その射撃した軍人を覚えていた。軍事裁判所に何人かの軍人がならんでいて、その中から金氏が指した人は黒人であった。

*74 「朝連中央時報」一九四八年二月一日。

*75 「朝連中央時報」一九四八年二月一日。

*76 在日朝鮮統一民主前線宮城県委員会「第六次臨時大会に提出する総括報告」、一九五五年六月二九日、21頁。

「強力な意見」と「弱い意見」が対立していたことである。聞き取りによれば、いわゆる「強力な意見」の持ち主が大会を主導していた。そうして国旗事件の後、実際、在日本大韓民国居留民団（民団）組織に移動する人が出てきた。一本立ての組織であった朝連の傘下に集まった宮城県の朝鮮人はもはや分裂しつつあった。

一九四八年一〇月に改組されたばかりの民団は「日常対立的立場にある朝連に対して事ごとくに実力をもって抗し」、ついに宮城県民団団長朴四次が朝連員裴開東を殺害する事件⁷⁹が起きた。それを契機に仙台、塩釜を中心に宮城県朝鮮人の内部は急激に荒れていった。こうした過程で朝連の裴氏暗殺事件の真相究明を追及する過程で、塩釜民団の朝連幹部への集団リンチ事件⁸⁰を起こすなど、朝鮮人内部の対立は凄まじくなった。これに対して日本警察の対応は「民団と癒着⁸¹」していたようで、朝鮮人の日本警察への不信任は増幅された。

一方、この時期になると、生活の主な手段であったプロク取締などがさらに徹底的に行なわれた。その際、日本側は民団と朝連の組織的対立を利用し、弾圧を進めていたので、分裂はさらに深刻化していったのである。

宮城県朝鮮人組織の解散

一九四九年九月八日、殖田俊吉法務総裁は法務府告示第五一号をもって、在日本朝鮮人連盟、在日本朝鮮民主

青年同盟の全組織、ならびに在日本大韓民国居留民団宮城県本部、朝鮮建国促進青年同盟（建青）塩釜本部に対して「団体等規正令」第二条第一号、第七号に該当する行為があったとし、同令第四条第一号、第二号を適用し、反民主主義、暴力主義団体として解散命令を下した。対象になったのは朝連、民青の組織網全体と、民団と建青の一部であったが、その一部（二カ所）に該当するのは、宮城県の組織であった。その特徴は、朝連は「反民主主義的、暴力主義的」、民団と建青は「暴力主義的」であった。朝連の解散理由は、

「本団体の中央総本部を始め各地方協議会、各県本部、支部、分会および班等地方下部組織の幹部または構成員は、全国各地にわたってしばしば占領軍に對する反抗反對あるいは暴力主義的事犯を引き起し、ポツダム宣言を忠実に履踐して平和なる民主的國家を再建しつゝ、あるわが國民生活の安全に對し、重大なる脅威をつくり出して來たものであるが、なかでも昭和二十三年十月から十二月ごろ中央總本部役員、宮城県本部員、山口県本部委員長等は、占領軍の禁止命令のあることを知りながらこれに反對して、本団体の支持する朝鮮人民共和國旗を大会々々場などに掲示し、仙台、山口においては、これを禁止しまたはこれが責任者を逮捕しようとした占領軍に對し暴行を加えて反抗し……」

*77 一九四九年九月現在（解散當時）、宮城県民団系は仙台に本部、塩釜、石巻に支部を置き、全部合わせて二〇〇人であった。建青塩釜本部には三五人、九月九日。

*78 「朝日新聞」一九四九年七月三日。

*79 「解放新聞」一九四九年七月三日。

*80 殺人事件に民団塩釜支部副団長が関与していたことが朝鮮人の中で広まり、塩釜朝連支部員八人がその真相を調べようと民団事務室にいったが、監視・暴行された。「解放新聞」一九四九年七月三日。

*81 「解放新聞」一九四九年七月三日。

*82 在日朝鮮統一民主前線宮城県委員会「第六次臨時大会に提出する総括報告」、一九五五年六月二九日、3頁。

*83 「河北新報」一九四九年九月九日。

となつてゐる。つまり解散理由の具体的事例として国旗掲揚、民族教育などがあげられていた。一方、宮城県民団と建青の解散理由は朝連との対立で起こした暴力行為を揚げられてゐる。

解散の理由で取り上げられてゐるのが宮城県であることは、国旗掲揚事件後の宮城県在日朝鮮人の状況を象徴的に物語つてゐる。

まず、宮城県の接収の様子をみる。「八日、午前朝連側は一時空気険悪な状態をかもし、一方的に接収が行われ、民団側は平穩のうちに接収が終つた」と宮城県の地方新聞である「河北新報」は報じてゐる。

高橋法務部東北駐在官などが朝連幹部に「法務部の解散通知書」を提示し、財産の押収に入つた。朝鮮人の一〇〇余名が集合し警官六〇名と対立する中で、県本部側は「解散される理由が不明だ、中央総本部の指令を待つて返事をする」と強硬に出たが、結局朝連の建物はその日、押収された。その建物は三年以上基金を集めてようやく新築したばかりのものであつた。

これに対して朝連県本部はまず、九月一二日警察署長に面会し、次のような事項につき、問い詰めた。

- 一、朝連の解散をどう考えてゐるのか
 - 二、朝連を暴力団と規定してゐるのか
 - 三、朝連の解散後朝鮮人に対する対策は如何であるのか
- 警察署長の回答は「朝連の解散は不当である、朝鮮人

を暴力団と呼ぶ根拠はない、しかし各地で民団と建青が暴行したのは事実である、特に本署員数名も民団員の暴行で重傷をおつてゐる」というものであつた。そしてさらに彼は、違う団体をつくつてくれと要求した。警察側も朝鮮人側の動きを統制するには、朝鮮人の組織は必要であつたからである。

解散直後、宮城県内の民主諸団体はいち早く動き出した。全通東北地連、同宮城地区、宮城県労、民主水害対策委、全日通有志、共産党宮城県委、東北地方委は対策協議会を開き、「朝連解散の意義をひろく宣伝し各大家団体は独自に声明を発表する」などを決めた。

しかし一般日本人においては、朝鮮人に対する態度が「無理解とデマ」によつて動揺してゐた。朝連が解散されてのち、朝鮮人はどうなるのかという不安を感じ、朝鮮人の金貸業者に借りたお金を返し、またお互いに仲良く融通してゐた人が金の貸借をするのを拒否するようになった。のみならず乱暴な警察隊の搜索を案じてセツパン(貸家)を貸すのを拒否してゐる日本人もいたという。商業取引も忌避する傾向が出てきた。

「暴力主義、反民主主義」的な団体ということをお口実にして朝連を解散させたことは、朝鮮人の生活基盤を揺るがす「餓死処分」であり、日本人から分離させる措置であると、当時宮城県を視察してゐた布施辰治は当局の不当な解散措置を批判し、裁判で闘う準備をした。

* 84 「河北新報」一九四九年九月九日。

* 85 「河北新報」一九四九年九月九日。

* 86 「河北新報」一九四九年九月九日。

* 87 「解放新聞」一九四九年九月一日。

* 88 「赤旗」一九四九年九月一日。

* 89 「解放新聞」一九四九年九月三日。

以下では、朝鮮人側の解散後の動向をさぐる。まず、残存団体を通じて組織を維持しようとする。女同、学同、解放犠牲者救援会（解救）、少年団などの既存団体の組織を拡大し、まだ未組織地域には組織化して運動の強化を図った。朝連、民青の解散直後、宮城県女盟は、日本人に広く日本政府の不当性を訴え、九月一三日夜、日本民主団体の後援を得て、「朝鮮文化の夕」を開催したり、学同と共同で宮城県朝鮮人秋期運動会を開催するなど、朝鮮人の集まりの場をもうけたのである。そして朝連・民青が主になって行なった問題、すなわち生活権防衛問題、学校問題などに積極的に取り組んでいった。朝連解散後、密造酒の取締がさらに厳しくなったが、その抗議闘争は女性同盟が先頭に立って行なった。

また老人会、社会研究会など新しい緩やかな組織を結成する試みもみられる。例えば宮城県気仙沼地方では、「朝連解散以後急速に意識が高まって未組織であった少年団、解救を組織すると共に宣伝活動も活発で社会研究会も発足し救養事業も推進」したという。

一つの著しい現象は日本共産党に入党することであった。山形県鶴岡市内の同胞二六名は今度の弾圧に憤激し「在日朝鮮人の生活を防衛し祖国統一を促進させる為に日本共産党に入党し闘争するという決心を」したものが多かった。

また、当時東北朝連高等学院の全生徒四九名は、一〇

月八日「全員共産党にはいつて闘わねば、われわれの生活権も祖国統一戦線もたたかいとれない」と、入党の手續きをとった。そのうちには一〇名の女性がふくまれている。一方、民青に入っていた朝鮮人の青年たちは、解散後サイクリングなどをしながら組織を維持しようとした。しかし、当局の接収は本部、支部、分会の事務室だけでなく、朝連と少しでも関連があった建築物は、生活しているものまで一斉接収し生活そのものが脅かされた。その様子は新聞の記事からも読み取れる。

「あさ五時半、武装警官五〇〇余名を動員し仙台市元柳町朝鮮館、岩沼町朝鮮人戦災者共同住宅、吉岡町朝鮮会館を襲撃、寝ている同胞七世帯に棍棒、拳銃で脅威、強制的に会館を封鎖する」

特に岩沼朝鮮人戦災者共同住宅は敗戦後、罹災同胞らが出資して新築したもので、さる四月一五日宮城県当局で同建物使用者に対する退去令を出したので、その所有権を再確認するため、過般仙台地方裁判所に提訴、いままで公判日を待っているところであった。巨名地方事務所と岩沼町長まで同建物は朝連所有ではないことを証明したにもかかわらず、宮城県当局は強制接収した。

朝連の解散に伴って必然的に運動が沈滞していた。

*90 「解放新聞」一九四九年九月三日。

*91 「解放新聞」一九四九年一月五日。

*92 「解放新聞」一九四九年一月五日。

*93 「解放新聞」一九四九年一月五日。

*94 「解放新聞」一九四九年九月五日。

*95 「赤旗」一九四九年九月三日。

*96 「解放新聞」一九五〇年六月十五日。

結びにかえて

解放から一九四九年朝連解散までの時期の占領期宮城県
の在任朝鮮人の動向をみてきたが、ここであらためて
小括することにする。

解放を迎えると宮城県在任朝鮮人は、現実の生活を営
みながら、朝連の組織の下で、帰国準備、祖国建設の準
備に燃えていた。生活は、ドブロク、給つくりなどでさ
まざまな生活方便をもとめて、貧しいけれども活気にあ
ふれていた。戦時期に形成された部落の場が、互いに助
け合い、仕事を見つけあい、「食べていける」生活の根
拠の場となった。

また戦時期の厳しい状況の中でも、懐柔、分断政策に
巻き込まれないでうまく忍びぬけてきた。朝連が、解放
まもない時期に、協和会長であった申錫珠を中心に、結
成されたのもその証である。

朝連は、結成されて一年間は、スムーズに帰国できる
ように、諸般の斡旋を行なった。一九四六年帰国ラッシ
ュがおさまると、朝連傘下の各組織を強化する傍ら、日
本に在住している人びとの生活、教育問題に本格的に取
り組んでいく。

当該期の組織の特徴は、まず宮城県朝連の誇りとして
語りつがれていることだが、朝連を中心に一本化されて
いたことである。また役員であるかないかを問わず、当時

の朝鮮人は共産党への「絶対的」信頼感をもっていた。実
際、幹部たちの中には党員が多かったこともあり、日本
共産党朝鮮人グループが中心になって活動が行なわれて
いた。宮城県米軍政チームとの関係は衝突することなく、
「友好的」といっても過言ではない状態であった。軍政チ
ームへの批判が起きるのは「国旗掲揚事件」後であった。
生活のための条件がまったくないために、闇市やその
周辺の様々な生業に携わるようになるが、そこは、「活
気にあふれていた」のである。朝連の生活権擁護のため
の組織活動もやはり、「前向き」であった。日本当局へ
の抗議、闘いは、県内朝鮮人の大部分が胸を張って積極
的に参加した。また朝鮮人間の相互扶助の事業は驚くほ
ど敏捷に行なわれた。

主な教育事業としては、子どもたちに民族意識を昂揚
させるための朝鮮人学校、高等教育を受けている学生へ
の支援、朝連運動家を育成する事業の三つをあげること
ができる。

朝鮮人学校は親たちと学同会員の熱意で運営されてい
た。親たちは、直接校舎を建てて、教育活動費も自分た
ちの手でまかなった。学同の東北大学生を中心に、学同
の活動である文化運動、啓蒙活動の一環として、手作り
の教材を使って国語、歴史、音楽を中心に行なわれた。

大人たちの青少年への期待、配慮が「学生後援会」
「朝鮮奨学会東北支部」の活動、「權花医院」の設置・運

宮の形であらわれていた。当時、宮城県朝鮮人社会の雰囲気
を推測することができるよい材料であろう。

しかし一九四八年、朝鮮半島の状況が南北各々の政府
が樹立されると、朝連の組織の下に「一本化」されてい
た宮城県朝鮮人社会に分裂が起きる。

「国旗掲揚事件」を契機に分裂は加速化され、ついに
殺人事件まで起こる。

他の地域と違って、組織が分裂するのは遅かったが、

いったん分裂のきざしが見えると、その動きは急激な勢
いとなり、またたくまに朝鮮人社会は割れていった。

さらに「団体等規正令」による宮城県朝鮮人組織の解
散という不当な措置は、朝鮮人社会に大きな打撃を与え
ていった。朝鮮人が募金して建てた事務室兼集会場、生
活の場に至るまでの接収、朝鮮人学校の閉鎖、そして日
本人の朝鮮人に対する厳しい見方などなど、朝鮮人をも
りまく状況はますます厳しくなっていたのである。

資料1 ●GHQ 渉外局の発表「北鮮旗の掲揚禁止に際し MP による北鮮旗押収に際し 発生した朝鮮人負傷事件」

火曜日(注、12日)仙台市において、朝鮮
人の一団が、北鮮旗の掲揚を禁止する旨の
連合国最高司令官の決定を軍政部が強制す
ることに抗議して、MP を襲撃した際、一
朝鮮人がMP に射撃された。

MP は、北鮮旗の掲揚を禁ずる旨の指示
を軍政部が日本人及び朝鮮人官憲に対して、
繰り返して発した後北鮮旗を押収したのであ
る。

朝鮮人達が若干の米国のMP の身体を襲
撃した時に、一弾が発射された負傷した朝
鮮人の状況は不明であった。MP は、襲撃
してきた朝鮮人2名及び朝鮮人指導者3名

を逮捕した。その指導者3名は、昨日、調
査完了をみないのに釈放された。

それらの朝鮮人は、北鮮旗を掲揚するこ
とによって連合国最高司令官の決定に違反
しつつあったものである。その指令には
「北鮮旗又は北鮮旗の掲揚を示すピラは日本
国内においていかなる時も掲示してはなら
ない」とある。

宮城県軍政部長の報告によると、北鮮旗
の掲示は禁止されていることを、日朝両官
憲は通報されていたのである。それにもか
かわらず、10月11日、それよりも2日前に
始まっていた式典に際し、はじめて北鮮旗
が掲示された。

それは軍政部からの命令で「しぶしぶ」

おろされたが、10月12日、再度揚げられた。
その時、宮城県軍政部は「北鮮旗の掲示は許
容されない」旨朝鮮人に通告した。

朝鮮人は、10月9日に始まった式典に北鮮
旗を掲示することをかねて当局に要請して
いたが、許可されなかったものである。北鮮
旗は「青地にひろい赤色のしだが中央に水
平に走りせまい白色のしだがその上下にあ
る。中央のしまには旗竿に近く丸い白地の
中の赤い星があらわっている」。

* 総司令部渉外局 II Public Relations Section.

⑤の 出典は、外務省政務局特別資料課「在日
朝鮮人管理重要文書集、一九四五―一九五〇
年」現代日本・朝鮮関係史料集第六輯、潮
北社、一九七八年、資料一〇八号。